

平成21年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 171 回国会(常会)提出

平成21年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	3
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	3
(二) 歳入の概要	4
1 地 方 税	4
2 地 方 譲 与 税	21
3 地方特例交付金等	21
4 地 方 交 付 税	23
5 国 庫 支 出 金	24
6 地 方 債	25
7 使用料及び手数料	28
8 雑 収 入	28
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	29
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	29
(二) 歳出の概要	32
1 給 与 関 係 経 費	32
2 一 般 行 政 経 費	33
3 地方再生対策費	36
4 地域雇用創出推進費	36
5 公 債 費	36
6 維 持 補 修 費	36
7 投 資 的 経 費	37
8 公営企業繰出金	42
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	42
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	43

策 定 方 針

平成 21 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を 1 兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 21 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。
- 2 地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために既定の加算とは別枠で地方交付税を 1 兆円増額した上で、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 平成 19 年度に講じた平成 21 年度までの制度改革に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 2,472 億円については、法律の定めるところにより平成 27 年度以降の地方交付税の総額に加算する。

(2) これに基づき、平成 21 年度の財源不足見込額 10 兆 4,664 億円については、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、平成 19 年度分の精算による 4,994 億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により 3 兆 2,784 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 1,400 億円、同条第 3 項の加算額 5,831 億円、臨時財政対策特例加算額 2 兆 5,553 億円）増額する。

イ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第 4 条第 1 項に規定する特別交付金 2,000 億円を交付する。

ウ. 自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため地方特例交付金（減収補てん特例交付金）を 500 億円増額する。

エ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 5 兆 1,486 億円発行する。

オ. 建設地方債（財源対策債）を 1 兆 2,900 億円増発する。

なお、自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金の交付額は、平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度 500 億円とする。

(3) 上記の結果、平成 21 年度の地方交付税については、15 兆 8,202 億円（前年度に比し 2.7%増）を確保する。

3 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方団体が、地域の活性化に積極的に取り組み、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

併せて、地方団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公営企業等金融機構を改組して地方公共団体金融機構を創設し、一般会計事業についても貸付対象とする。

この結果、地方債計画の規模は、14 兆 1,844 億円（普通会計分 11 兆 8,329 億円、公営企業会計等分 2 兆 3,515 億円）とする。

4 地域の雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 急速に悪化しつつある雇用情勢を踏まえ、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために必要な特別枠「地域雇用創出推進費」5,000 億円を平成 21 年度及び平成 22 年度において計上する。

(2) 給与関係経費については、基礎年金公費負担割合を 2 分の 1 に引き上げる。

(3) 公債費については、金融秩序の混乱を踏まえ、地方債の償還財源を確保する観点から償還期限の見直しを行う。

(4) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し 3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(5) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の削減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(6) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(7) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

5 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成 21 年度までの 3 年間で 5 兆円程度の公的資金（平成 21 年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。

6 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

7 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針 2006」等に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は82兆5,557億円であり、前年度に比し、8,457億円減少している。
 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。
 なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)					
区	分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増	減	額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
I	地方税	361,860	404,703	△	42,843	△	10.6
1	普通税	345,234	375,244	△	30,010	△	8.0
2	目的税	16,626	29,459	△	12,833	△	43.6
II	地方譲与税	14,618	7,027		7,591		108.0
1	地方揮発油譲与税	1,764	—		1,764		皆増
2	地方道路譲与税	1,048	2,998	△	1,950	△	65.0
3	石油ガス譲与税	133	140	△	7	△	5.0
4	自動車重量譲与税	3,300	3,601	△	301	△	8.4
5	航空機燃料譲与税	152	164	△	12	△	7.3
6	特別とん譲与税	125	124		1		0.8
7	地方法人特別譲与税	8,096	—		8,096		皆増
III	地方特例交付金等	4,620	4,735	△	115	△	2.4
IV	地方交付税	158,202	154,061		4,141		2.7
V	国庫支出金	103,016	100,831		2,185		2.2
1	義務教育職員給与費負担金	16,483	16,796	△	313	△	1.9
2	その他普通補助負担金等	49,609	47,235		2,374		5.0
(ア)	生活保護費負担金	20,947	20,032		915		4.6
(イ)	児童保護費等負担金	5,312	5,174		138		2.7
(ウ)	障害者自立支援給付費等負担金	6,718	6,538		180		2.8
(エ)	児童手当交付金	4,085	4,357	△	272	△	6.2
(オ)	その他の補助負担金等	12,547	11,134		1,413		12.7
3	公共事業費補助負担金	24,669	27,222	△	2,553	△	9.4
(ア)	普通建設事業費補助負担金	24,289	26,870	△	2,581	△	9.6
(イ)	災害復旧事業費補助負担金	380	352		28		8.0
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	259	259		0		0.0
5	施設等所在市町村調整交付金	66	66		0		0.0
6	交通安全対策特別交付金	784	748		36		4.8
7	電源立地地域対策等交付金	1,444	1,403		41		2.9
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	244	216		28		13.0
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	58	61	△	3	△	4.9
10	地方道路整備臨時交付金	—	6,825	△	6,825		皆減
11	地域活力基盤創造交付金	9,400	—		9,400		皆増

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (%)
VI 地 方 債	118,329	96,055	22,274	23.2
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,859	16,220	△ 361	△ 2.2
VIII 雑 収 入	49,053	50,382	△ 1,329	△ 2.6
歳 入 合 計	825,557	834,014	△ 8,457	△ 1.0

第2表 歳入の構成比

区 分	平成21年度		平成20年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	361,860	43.8	404,703	48.5
2 地 方 譲 与 税	14,618	1.8	7,027	0.8
3 地 方 特 例 交 付 金 等	4,620	0.6	4,735	0.6
4 地 方 交 付 税	158,202	19.2	154,061	18.5
5 国 庫 支 出 金	103,016	12.5	100,831	12.1
6 地 方 債	118,329	14.3	96,055	11.5
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,859	1.9	16,220	2.0
8 雑 収 入	49,053	5.9	50,382	6.0
歳 入 合 計	825,557	100.0	834,014	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税15兆4,218億円、市町村税20兆7,642億円、合わせて36兆1,860億円（地方法人特別譲与税8,096億円を加えた場合は36兆9,956億円）である。

前年度に比し、道府県税は3兆4,185億円（18.1%）減少、市町村税は8,658億円（4.0%）減少、合わせて4兆2,843億円（10.6%）減少（地方法人特別譲与税8,096億円を加えた場合は、3兆4,747億円（8.6%）減少）している。地方税の税目別収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税収入見込額

税 目	平成20年 度当初見 込額 (A)	平成21年 度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成20年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	63,571	60,788	59,853	△ 23	59,830	△ 3,741	94.1

税 目	平成20年 度当初見 込額 (A)	平成21年度				比較		
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成20年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
ア 個人均等割	597	613	606	—	606	9	101.5	
イ 所得割	47,666	48,548	47,906	—	47,906	240	100.5	
ウ 法人均等割	1,419	1,424	1,419	—	1,419	0	100.0	
エ 法人税割	9,553	6,105	5,824	△	5,801	△ 3,752	60.7	
オ 利子割	2,307	2,767	2,767	—	2,767	460	119.9	
カ 配当割	1,103	1,117	1,117	—	1,117	14	101.3	
キ 株式等譲渡所得割	926	214	214	—	214	△ 712	23.1	
2 事業税	60,400	33,001	32,886	△	32,839	△ 27,561	54.4	
ア 個人	2,135	2,174	2,143	—	2,143	8	100.4	
イ 法人	58,265	30,827	30,743	△	30,696	△ 27,569	52.7	
3 地方消費税	25,155	25,464	25,464	—	25,464	309	101.2	
ア 譲渡割	17,663	18,493	18,493	—	18,493	830	104.7	
イ 貨物割	7,492	6,971	6,971	—	6,971	△ 521	93.0	
4 不動産取得税	4,765	4,605	4,510	△	4,507	△ 258	94.6	
5 道府県たばこ税	2,710	2,559	2,559	—	2,559	△ 151	94.4	
6 ゴルフ場利用税	565	566	565	—	565	0	100.0	
7 自動車取得税	—	3,636	3,636	△	1,103	2,533	2,533	皆増
8 軽油引取税	—	8,535	8,364	—	8,364	8,364	皆増	
9 自動車税	17,148	16,515	16,470	—	16,470	△ 678	96.0	
10 鉱区税	4	4	4	—	4	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	125	150	150	—	150	25	120.0	
道府県普通税計	174,443	155,823	154,461	△	1,176	153,285	△ 21,158	87.9
II 目的税								
1 自動車取得税	4,024	—	—	—	—	△ 4,024	皆減	
2 軽油引取税	9,914	776	913	—	913	△ 9,001	9.2	
3 狩猟税	22	20	20	—	20	△ 2	90.9	
道府県目的税計	13,960	796	933	—	933	△ 13,027	6.7	
III 道府県税計	188,403	156,619	155,394	△	1,176	154,218	△ 34,185	81.9
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	101,890	94,182	93,267	△	56	93,211	△ 8,679	91.5
ア 個人均等割	1,786	1,837	1,816	—	1,816	30	101.7	
イ 所得割	71,791	72,836	71,976	—	71,976	185	100.3	
ウ 法人均等割	4,009	4,084	4,079	—	4,079	70	101.7	
エ 法人税割	24,304	15,425	15,396	△	56	15,340	△ 8,964	63.1
2 固定資産税	88,867	90,253	89,109	△	10	89,099	232	100.3
ア 土地	33,895	35,025	34,551	△	3	34,548	653	101.9
イ 家屋	36,977	37,056	36,561	△	6	36,555	△ 422	98.9
ウ 償却資産	17,090	17,221	17,046	△	1	17,045	△ 45	99.7
エ 交付金	905	951	951	—	951	46	105.1	

税 目	平成20年 度当初見 込額 (A)	平 成 21 年 度				比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成20年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)		
		(A)	(B)	(C)	(B)+(C) (D)			
3 軽自動車税	1,690	1,768	1,743	—	1,743	53	103.1	
4 市町村たばこ税	8,321	7,859	7,859	—	7,859	△ 462	94.4	
5 鉱産税	18	18	18	—	18	0	100.0	
6 特別土地保有税	15	0	19	—	19	4	126.7	
市町村普通税計	200,801	194,080	192,015	△	66	191,949	△ 8,852	95.6
II 目的税								
1 入湯税	259	240	239	—	239	△ 20	92.3	
2 事業所税	3,191	3,272	3,252	—	3,252	61	101.9	
3 都市計画税	12,049	12,370	12,204	△	2	12,202	153	101.3
4 水利地益税等	0	0	0	—	0	0	—	
市町村目的税計	15,499	15,882	15,695	△	2	15,693	194	101.3
III 市町村税計	216,300	209,962	207,710	△	68	207,642	△ 8,658	96.0

(注) 1 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度から普通税に改正される。

2 平成20年度までの引取り等により、平成21年度に収納される軽油引取税は目的税として計上した。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成20年 度当初見 込額 (A)	平 成 21 年 度				比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成20年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)			
		(B)	(C)	(B)+(C) (D)				
道府県税	169,008	135,506	△ 406	135,100	△33,908	79.9		
市町村税	235,695	227,598	△ 838	226,760	△ 8,935	96.2		
合 計	404,703	363,104	△ 1,244	361,860	△42,843	89.4		

附 表 平成21年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 不動産取得税	△ 3		△ 3
(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する 病院及び診療所に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1
(2) その他	△ 2		△ 2
2 自動車取得税	△ 1,103		△ 1,103
自動車取得税の時限的負担軽減措置	△ 1,103		△ 1,103
3 固定資産税		△ 10	△ 10
(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する 病院及び診療所に係る非課税措置の創設		△ 8	△ 8
(2) その他		△ 2	△ 2
4 都市計画税		△ 2	△ 2
社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院 及び診療所に係る非課税措置の創設等		△ 2	△ 2
合 計	△ 1,106	△ 12	△ 1,118
国の税制改正に伴うもの	△ 70	△ 56	△ 126
法人住民税	△ 23	△ 56	△ 79
法人事業税	△ 47		△ 47
再 計	△ 1,176	△ 68	△ 1,244

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 16		△ 16
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 1,192	△ 68	△ 1,260

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成21年度課税見込人員60,985千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円		
府	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成21年度課税標準見込額1,242,913 億円)	2 所得割 (イ)		
		(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、 株式等に係る譲渡所得等及び先物取 引に係る雑所得等については、他の所 得と区分した課税長期譲渡所得金額、 課税短期譲渡所得金額、株式等に係る 課税譲渡所得等の金額又は先物取引 に係る課税雑所得等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4				
県	民	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額	(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用を 受けるものを除く。)に係るもの である場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額		
			<ul style="list-style-type: none"> ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の2 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の2 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.2 ・先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2 		
税	税		(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道	府	県	3 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成21年度課税標準見込額37,224億円）	3 配当割 一定税率 100分の3
			4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成21年度課税標準見込額7,143億円）	4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3
道	府	県	法人 1 均等割 （平成21年度納税義務者見込数3,085千人）	法人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である 法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円
			2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6
道	府	県	利子等に係る分離課税分（利子割） （平成21年度課税標準見込額55,333億円）	一定税率 100分の5
			法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得及び清算所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超及び清算所得 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]
道	府	県	通 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得及び清算所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超及び清算所得 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]
			業 2 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得及び清算所得	(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]
道	府	県	税 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得及び清算所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超及び清算所得 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]
			業 2 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得及び清算所得	(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]
道	府	県	税 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得及び清算所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超及び清算所得 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]
			業 2 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得及び清算所得	(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超及び清算所得 100分の3.6 [ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3]

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通	事 業 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超800万円以下 100分の4.0 年800万円超及び清算所得 100分の5.3 ただし、3以上の道府県に事務所 等を有する法人で資本金1,000万円 以上の法人の所得 100分の5.3 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行 う法人 収入割 100分の0.7 制限税率 標準税率の1.2倍
		個 人 所 得（事業主控除及び事業専従者控除後 の所得） 事業主控除 年290万円	個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。） を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を 行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
	税	地方消費税 1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額等を控除した後 の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18 年1月1日から平成24年3月31日までの 間に行われた場合においては課税標準を 価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除 する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万 円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を 乗じた額を減額する。

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 通 県 税	道 た ば こ 府 こ 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
	ゴ 利 ル フ 用 場 税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自 取 得 車 税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
	軽 引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
	自 動 車 税	自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 8,500円 1.5リットル以下 9,500円 1.5リットル超 13,800円 2 リットル以下 15,700円 2 リットル超 17,900円 2.5リットル以下 20,500円 2.5リットル超 23,600円 3 リットル以下 27,200円 3 リットル超 40,700円 3.5リットル以下 3.5リットル超 4 リットル以下 4 リットル超 4.5リットル以下 4.5リットル超 6 リットル以下 6 リットル超 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 34,500円 1.5リットル以下 39,500円 1.5リットル超 45,000円 2 リットル以下 51,000円 2 リットル超 58,000円 2.5リットル以下 66,500円 2.5リットル超 3 リットル以下 3 リットル超 3.5リットル以下 3.5リットル超 4 リットル以下

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	4 リットル超	
			4.5リットル以下	76,500円
府	通	動	4.5リットル超	
			6 リットル以下	88,000円
県	車	税	6 リットル超	111,000円
			2 トラック(三輪の小型自動車を除く。) 営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)	
			最大積載量	税額(年額)
			1 トン以下	6,500円
			1 トン超2 トン以下	9,000円
			2 トン超3 トン以下	12,000円
			3 トン超4 トン以下	15,000円
			4 トン超5 トン以下	18,500円
			5 トン超6 トン以下	22,000円
			6 トン超7 トン以下	25,500円
			7 トン超8 トン以下	29,500円
			8 トン超	29,500円
			に8 トンを超える部分1 トンまで	
			ごとに4,700円を加算した額	
			自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)	
			最大積載量	税額(年額)
			1 トン以下	8,000円
			1 トン超2 トン以下	11,500円
			2 トン超3 トン以下	16,000円
			3 トン超4 トン以下	20,500円
			4 トン超5 トン以下	25,500円
			5 トン超6 トン以下	30,000円
			6 トン超7 トン以下	35,000円
			7 トン超8 トン以下	40,500円
			8 トン超	40,500円
			に8 トンを超える部分1 トンまで	
			ごとに6,300円を加算した額	
			けん引自動車	
			営業用	
			小型自動車	年額 7,500円
			普通自動車	年額15,100円
			自家用	
			小型自動車	年額10,200円
			普通自動車	年額20,600円
			被けん引自動車	
			営業用	
			小型自動車	年額3,900円
			普通自動車で8 トン以下のもの	年額7,500円
			普通自動車で8 トン超のもの	7,500円に8 トンを超える部分1 トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)
			自家用	
			小型自動車	年額5,300円
			普通自動車で8 トン以下のもの	年額10,200円
			普通自動車で8 トンを超のもの	10,200円に8 トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)
			税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 車 税	自 動 車	※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 3 バス(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあっては、上記の3分の2の税率とする。
税	税	鉦区 税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普通税	鉱区	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
	狩	狩猟者の登録 (平成21年度課税見込件数147千件)	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区および放鳥獣猟区以外の場所にかかる狩猟者の登録 4分の3 7 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で次のいずれかに該当する場合における税率は、1から5の税率に2分の1を乗じた税率とする ① 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録 ② ①の狩猟者の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が①の登録に係る狩猟免許と同一の種類の手猟免許について①の登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける狩猟者の登録
府	目的税		
県	的		
税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
市	普	個 人	個 人				
		1 均等割 (平成21年度課税見込人員60,985千人)	1 均等割 標準税率 年額 3,000円				
町	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成21年度課税標準見込額1,242,934 億円)	2 所得割 (イ)				
		(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、 株式等に係る譲渡所得等及び先物取 引に係る雑所得等については、他の所 得と区分した課税長期譲渡所得金額、 課税短期譲渡所得金額、株式等に係る 課税譲渡所得等の金額又は先物取引 に係る課税雑所得等の金額	(イ)				
村	民		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6
			標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6						
税	税	(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の3 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額					
			<ul style="list-style-type: none"> ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の3 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.8 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 				
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と 区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6				

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	法 人 1 均等割 (平成21年度納税義務者見込数3,540千人)	法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 年額 120,000円
町	通	村	民	(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え、1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人 年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であっ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を超 える法人 年額 150,000円
村	税	税	民	(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人 年額 160,000円
				(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 年額 400,000円
				(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人 年額 410,000円
				(チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が 50億円を超え、か つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 制限税率 標準税率の1.2倍 年額 3,000,000円
			2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
町	固	1 土 地 賦課期日における価格(住宅用地等特定 のものについては、住宅用地に係る課税標 準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、以下のとお りとする。 ① 商業地等 イ 負担水準が70%を超える商業地等 については、当該年度の評価額の70% を課税標準額とする。 ロ 負担水準が60%以上70%以下の商 業地等については、前年度の課税標準 額を据え置く。 ハ 負担水準が60%未満の商業地等に ついては、前年度の課税標準額に当該 年度の評価額の5%を加えた額を課税 標準額とする。ただし、当該額が、評 価額の60%を上回る場合には60%相 当額とし、評価額の20%を下回る場 合には20%相当額とする。 ② 住宅用地 イ 負担水準が80%以上の住宅用地に ついては、前年度の課税標準額を据え 置く。 ロ 負担水準が80%未満の住宅用地に ついては、前年度の課税標準額に、当 該年度の評価額に住宅用地特例率(6 分の1又は3分の1)を乗じて得た額 (以下「本則課税標準額」という。) の5%を加えた額を課税標準額とす る。ただし、当該額が、本則課税標準 額の80%を上回る場合には80%相 当額とし、本則課税標準額の20%を 下回る場合には20%相当額とする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以 下同じ。)については、当該農地の税額が、 負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未 満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じ て、前年度分の課税標準額に負担調整率 (1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得 た額によって算定した場合における税額 を超える場合には、当該負担調整率を乗 じて得た額を課税標準額とする。 市街化区域農地(三大都市圏の特定市に 所在する市街化区域農地を除く。)につ いては、当該市街化区域農地の価格の3 分の1の額に税率を乗じて求める税額が、 負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未 満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じ て、前年度分の課税標準額に負担調整率 (1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得 た額によって算定した場合における税額 を超える場合には、当該負担調整率を乗 じて得た額を課税標準額とする。	標準税率 100分の1.4
村	資	産	税
税	税	税	税

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市	普	固 定 資 産 税	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の3分の1の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。 2 家 屋 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） 3 償却資産 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） また、大規模の償却資産については地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額	
		交 付 金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率 100分の1.4
	町	通	軽 自 動 車 税	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニ)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
村	税	市た ばこ 村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普通	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特別 有 土地 税	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
町	入湯 税	入湯日数	標準税率 1人1日につき150円
	事業 所 税	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
		2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
村	都 市 計 画 税	1 土 地 固定資産税の課税標準となるべき価格 (住宅用地等特定のものについては、住宅 用地に係る都市計画税の課税標準の特例 を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、以下のとお りとする。 ① 商業地等 イ 負担水準が70%を超える商業地等 については、当該年度の評価額の70% を課税標準額とする。 ロ 負担水準が60%以上70%以下の商 業地等については、前年度の課税標準 額を据え置く。 ハ 負担水準が60%未満の商業地等に ついては、前年度の課税標準額に当該 年度の評価額の5%を加えた額を課税 標準額とする。ただし、当該額が、評 価額の60%を上回る場合には60%相 当額とし、評価額の20%を下回る場 合には20%相当額とする。 ② 住宅用地 イ 負担水準が80%以上の住宅用地に ついては、前年度の課税標準額を据え 置く。 ロ 負担水準が80%未満の住宅用地に ついては、前年度の課税標準額に、当 該年度の評価額に住宅用地特例率(3 分の1又は3分の2)を乗じて得た額 (以下「本則課税標準額」という。) の5%を加えた額を課税標準額とす る。ただし、当該額が、本則課税標準 額の80%を上回る場合には80%相 当額とし、本則課税標準額の20%を 下回る場合には20%相当額とする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以 下同じ。)については、当該農地の税額が、 負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未 満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、 前年度分の課税標準額に負担調整率 (1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得 た額によって算定した場合における税額 を超える場合には、当該負担調整率を乗 じて得た額を課税標準額とする。	制限税率 100分の0.3
		税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市 町 村 税	目 的 税	都 市 計 画 税	<p>市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。）については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の3分の2の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。</p> <p>2 家 屋 固定資産税の課税標準となるべき価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの）</p>	
		水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。	
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。	

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は1兆4,618億円（うち地方法人特別譲与税の創設に伴う増加額が8,096億円）であり、前年度に比し、7,591億円（108.0%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	（単位 億円）						
	平成20年度 当初見込額	平成21年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成20年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)		
1 地方揮発油譲与税	—	1,764	—	1,764	1,764	皆増	
2 地方道路譲与税	2,998	1,048	—	1,048	△ 1,950	35.0	
3 石油ガス譲与税	140	133	—	133	△ 7	95.0	
4 自動車重量譲与税	3,601	3,567	△ 267	3,300	△ 301	91.6	
5 航空機燃料譲与税	164	152	—	152	△ 12	92.7	
6 特別とん譲与税	124	125	—	125	1	100.8	
7 地方法人特別譲与税	—	8,112	△ 16	8,096	8,096	皆増	
合 計	7,027	14,901	△ 283	14,618	7,591	208.0	

(注)

- 1 地方道路譲与税は、平成21年度から地方揮発油譲与税に改正される。
- 2 平成20年度に地方道路税として課税され、平成21年度に譲与される見込額は、地方道路譲与税として計上した。

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は4,620億円であり、前年度に比し、115億円（2.4%）減少している。

(1) 児童手当特例交付金

児童手当特例交付金は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額（平成21年度626億円）及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額（平成21年度536億円）を合算した額1,162億円を計上している。

(2) 減収補てん特例交付金

減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするために必要な額（平成21年度958億円）及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするために必要な額（平成21年度500億円）を合算した額1,458億円を計上している。

(3) 特別交付金

特別交付金は、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付するものであり、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額である2,000億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は15兆8,202億円であり、前年度に比し、4,141億円（2.7%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

（単位 百万円）

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)
所 得 税(a)	15,572,000	16,279,000	△ 756,000	15,523,000	△ 707,000	49,000
酒 税(b)	1,420,000	1,532,000	△ 64,000	1,468,000	△ 112,000	△ 48,000
小計(a)+(b) (c)	16,992,000	17,811,000	△ 820,000	16,991,000	△ 819,000	1,000
法 人 税(d)	10,544,000	16,711,000	△ 5,552,000	11,159,000	△ 6,167,000	△ 615,000
消 費 税(e)	10,130,000	10,671,000	△ 417,000	10,254,000	△ 541,000	△ 124,000
た ば こ 税(f)	843,000	894,000	—	894,000	△ 51,000	△ 51,000
地 方 交 付 税(g)	16,111,283	15,140,120	—	15,140,120	971,163	971,163
(1) (c)×32%	5,437,440	5,699,520	△ 262,400	5,437,120	△ 262,080	320
(2) (d)×34%	3,584,960	5,681,740	△ 1,887,680	3,794,060	△ 2,096,780	△ 209,100
(3) (e)×29.5%	2,988,350	3,147,945	△ 123,015	3,024,930	△ 159,595	△ 36,580
(4) (f)×25%	210,750	223,500	—	223,500	△ 12,750	△ 12,750
(5) 精算分	△ 388,617	△ 287,000	—	△ 287,000	△ 101,617	△ 101,617
地方交付税 法附則第4 条第1項柱 書に基づく 加算額	1,000,000	—	—	—	1,000,000	1,000,000
地方交付税 法附則第4 条の2第2 項に基づく 加算額	140,000	200,000	—	200,000	△ 60,000	△ 60,000
地方交付税 法附則第4 条の2第3 項に基づく 加算額	583,100	474,415	—	474,415	108,685	108,685
(9) 臨時財政対 策特例加算 額	2,555,300	—	1,032,048	1,032,048	2,555,300	1,523,253
(10) 臨時財政対 策債振替加 算額	—	—	1,241,048	1,241,048	—	△ 1,241,048
返 還 金(h)	54	162	—	162	△ 108	△ 108
借入金等利子充 当分(i)	△ 571,100	△ 571,100	—	△ 571,100	0	0
剰余金の活用(j)	280,000	250,000	—	250,000	30,000	30,000
前年度からの繰 越分(k)	—	586,900	—	586,900	△ 586,900	△ 586,900
合 計(g)~(k)	15,820,237	15,406,082	—	15,406,082	414,155	414,155

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、10兆3,016億円であり、前年度に比し、2,185億円(2.2%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	6,609,103	6,403,097	206,006
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,648,250	1,679,576	△ 31,326
(2) その他普通補助負担金等	4,960,853	4,723,521	237,332
(ア) 生活保護費負担金	2,094,746	2,003,174	91,572
(イ) 児童保護費等負担金	531,149	517,437	13,712
(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	671,753	653,827	17,926
(エ) 児童手当交付金	408,542	435,705	△ 27,163
(オ) その他の補助負担金等	1,254,663	1,113,378	141,285
2 公共事業費補助負担金	2,466,948	2,722,194	△ 255,246
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,428,896	2,686,991	△ 258,095
(2) 災害復旧事業費補助負担金	38,052	35,203	2,849
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,940	25,940	0
4 施設等所在市町村調整交付金	6,600	6,600	0
5 交通安全対策特別交付金	78,382	74,768	3,614
6 電源立地地域対策等交付金	144,417	140,276	4,141
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	24,380	21,606	2,774
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,823	6,078	△ 255
9 地方道路整備臨時交付金	—	682,500	△ 682,500
10 地域活力基盤創造交付金	940,000	—	940,000
合 計	10,301,593	10,083,059	218,534

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は11兆8,329億円であり、前年度に比し、2兆2,274億円(23.2%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

区 分		平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)	
一	一般会計債	59,820	60,426	△	606
1	一般公共事業	18,186	18,874	△	688
2	公営住宅建設事業	1,532	1,603	△	71
3	災害復旧事業	372	403	△	31
4	教育・福祉施設等整備事業	5,974	6,241	△	267
	(1) 学校教育施設等	1,923	1,993	△	70
	(2) 社会福祉施設	291	306	△	15
	(3) 一般廃棄物処理	1,243	1,369	△	126
	(4) 一般補助施設等	1,817	1,873	△	56
	(5) 施設(一般財源化分)	700	700		0
5	一般単独事業	27,057	25,341		1,716
	(1) 一般	5,328	5,111		217
	(2) 地域活性化	844	870	△	26
	(3) 防災対策	1,222	1,260	△	38
	(4) 合併特例	9,500	9,500		0
	(5) 地方道路等	10,163	8,600		1,563
6	辺地及び過疎対策事業	2,792	2,878	△	86
	(1) 辺地対策	457	471	△	14
	(2) 過疎対策	2,335	2,407	△	72
7	公共用地先行取得等事業	607	636	△	29
8	行政改革推進	3,200	4,400	△	1,200
9	調整	100	50		50
	公営企業債	1,323	1,397	△	74
	水道事業(上水道分)	403	463	△	60
	工業用水道事業	0	0		0
	交通事業	731	887	△	156
	電気事業・ガス事業	2	4	△	2
	病院事業・介護サービス事業	186	42		144
	観光その他事業(駐車場整備分)	1	1		0
	臨時財政対策債	51,486	28,332		23,154
	退職手当債	5,700	5,900	△	200
	合 計	118,329	96,055		22,274

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成21年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機構を創設（地方公営企業等金融機構の改組）し、一般会計についても貸付対象とすることとしている。

参考表 平成21年度地方債計画

		(単位 億円)		
区	分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	一般公共事業	18,186	18,874	△ 688
2	公営住宅建設事業	1,532	1,603	△ 71
3	災害復旧事業	372	403	△ 31
4	教育・福祉施設等整備事業	5,974	6,241	△ 267
	(1) 学校教育施設等	1,923	1,993	△ 70
	(2) 社会福祉施設	291	306	△ 15
	(3) 一般廃棄物処理	1,243	1,369	△ 126
	(4) 一般補助施設等	1,817	1,873	△ 56
	(5) 施設（一般財源化分）	700	700	0
5	一般単独事業	27,057	25,341	1,716
	(1) 一般	5,328	5,111	217
	(2) 地域活性化	844	870	△ 26
	(3) 防災対策	1,222	1,260	△ 38
	(4) 合併特例	9,500	9,500	0
	(5) 地方道路等	10,163	8,600	1,563
6	辺地及び過疎対策事業	3,116	3,213	△ 97
	(1) 辺地対策	478	493	△ 15
	(2) 過疎対策	2,638	2,720	△ 82
7	公共用地先行取得等事業	607	636	△ 29
8	行政改革推進	3,200	4,400	△ 1,200
9	調整	100	50	50
	計	60,144	60,761	△ 617
二	公営企業債			
1	水道事業	3,570	4,263	△ 693
2	工業用水道事業	289	259	30
3	交通事業	2,564	2,798	△ 234
4	電気事業・ガス事業	36	40	△ 4
5	港湾整備事業	550	556	△ 6
6	病院事業・介護サービス事業	2,414	2,887	△ 473
7	市場事業・と畜場事業	128	448	△ 320

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
8 地 域 開 発 事 業	1,339	1,467	△ 128
9 下 水 道 事 業	13,494	14,994	△ 1,500
10 観 光 そ の 他 事 業	130	71	59
計	24,514	27,783	△ 3,269
合 計	84,658	88,544	△ 3,886
三 公 営 企 業 借 換 債	—	2,000	△ 2,000
四 臨 時 財 政 対 策 債	51,486	28,332	23,154
五 退 職 手 当 債	5,700	5,900	△ 200
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1,819)	(2,127)	(△ 308)
総 計	(1,819)	(2,127)	(△ 308)
資 金 区 分	141,844	124,776	17,068
内訳 { 普 通 会 計 分	118,329	96,055	22,274
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	23,515	28,721	△ 5,206
公 的 資 金	57,670	45,730	11,940
財 政 融 資 資 金	39,340	32,400	6,940
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,330	13,330	5,000
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1,819)	(2,127)	(△ 308)
民 間 等 資 金	84,174	79,046	5,128
市 場 公 募	36,700	34,000	2,700
銀 行 等 引 受	47,474	45,046	2,428

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 地方道路等は、道路特定財源の一般財源化に伴い創設するものであり、平成20年度計画額は、臨時地方道に係る額である。
- 2 行政改革推進は、平成20年度の行政改革等推進のうちの地域再生事業に係るものを廃止している。
- 3 臨時河川等及び臨時高等学校は、一般に移し替えている。
- 4 介護サービス施設整備事業は、病院事業・介護サービス事業に移し替えている。
- 5 公営企業借換債は、補償金免除繰上償還と併せて平成19年度及び平成20年度に前倒し実施されたことから、平成21年度においては計上していない。
- 6 国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 7 地方公共団体金融機構資金の平成20年度計画額は、地方公営企業等金融機構資金及び公営企業金融公庫資金の合算額である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、361億円の減少を見込み、1兆5,859億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、1,329億円の減少を見込み、4兆9,053億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は82兆5,557億円であり、前年度に比し、8,457億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 額		(単位 億円)	
			(A) - (B)	増 減 率 (%)		
I 給 与 関 係 経 費	221,271	222,071	△	800	△	0.4
1 給与費(基礎年金公費負担及び退職手当を除く)	192,063	194,054	△	1,991	△	1.0
(7) 義務教育教職員	59,060	60,136	△	1,076	△	1.8
(4) 警察関係職員	23,664	23,445		219		0.9
(7) 消防職員	12,226	12,016		210		1.7
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	97,113	98,457	△	1,344	△	1.4
2 基礎年金公費負担	5,244	3,759		1,485		39.5
3 退職手当	23,619	23,865	△	246	△	1.0
4 恩給費	345	393	△	48	△	12.2
II 一般行政経費	272,608	265,464		7,144		2.7
1 国庫補助負担金等を伴うもの	122,887	115,660		7,227		6.2
(7) 生活保護費	27,930	26,709		1,221		4.6
(4) 児童保護費	10,623	10,349		274		2.6
(7) 障害者自立支援給付費	13,435	13,076		359		2.7
(エ) 老人医療給付費	—	1,570	△	1,570		皆減
(4) 後期高齢者医療給付費	18,468	15,708		2,760		17.6
(7) 介護給付費	18,934	18,104		830		4.6
(7) 児童手当	9,106	9,451	△	345	△	3.7
(7) その他の一般行政経費	24,391	20,693		3,698		17.9
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,285	138,410	△	125	△	0.1
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,436	11,394		42		0.4
III 地方再生対策費	4,000	4,000		0		0.0
IV 地域雇用創出推進費	5,000	—		5,000		皆増
V 公債費	132,955	133,796	△	841	△	0.6
VI 維持補修費	9,678	9,680	△	2	△	0.0
VII 投資的経費	140,617	148,151	△	7,534	△	5.1
1 直轄事業負担金	10,323	11,152	△	829	△	7.4
2 公共事業費	49,486	53,692	△	4,206	△	7.8
(7) 普通建設事業費	48,966	53,210	△	4,244	△	8.0

区	分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
	(イ) 災害復旧事業費	520	482	38	7.9
	(直轄、補助事業計)	59,809	64,844	△ 5,035	△ 7.8
3	一般事業費	59,440	50,981	8,459	16.6
	(ア) 普通建設事業費	58,701	50,309	8,392	16.7
	(イ) 災害復旧事業費	739	672	67	10.0
4	特別事業費	21,368	32,326	△ 10,958	△ 33.9
	(ア) 過疎対策事業費	7,619	7,855	△ 236	△ 3.0
	(イ) 地域活性化事業費	1,085	1,119	△ 34	△ 3.0
	(ウ) 合併特例事業費	10,125	10,135	△ 10	△ 0.1
	(エ) 防災対策事業費	1,328	1,369	△ 41	△ 3.0
	(オ) 特別単独事業費	—	10,637	△ 10,637	皆減
	(カ) 施設整備事業費(一般財源化分)	1,211	1,211	0	0.0
	(地方単独事業計)	80,808	83,307	△ 2,499	△ 3.0
VIII	公営企業繰出金	26,628	26,352	276	1.0
1	収益勘定繰出金	13,405	13,229	176	1.3
2	資本勘定繰出金	13,223	13,123	100	0.8
IX	地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	12,800	24,500	△ 11,700	△ 47.8
	歳出合計	825,557	834,014	△ 8,457	△ 1.0

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 800	△ 490	2 基礎年金公費負担	1,485	1,485
1 給与費(基礎年金公費負担及び退職手当を除く)	△ 1,991	△ 1,681	3 退職手当	△ 246	△ 246
(ア) 給与改定による増減	24	24	4 恩給費	△ 48	△ 48
(イ) 昇給等による増減	133	△ 42	II 一般行政経費	7,144	4,770
(ウ) 給与構造改革による増減	△ 1,221	△ 1,061	1 国庫補助負担金等を伴うもの	7,227	4,853
(エ) 地域民間給与の反映等による増減	△ 537	△ 458	(ア) 生活保護費	1,221	305
(オ) 職員数による増減	△ 1,871	△ 1,861	(イ) 児童保護費	274	137
(カ) 公立保育所保育士人件費の移替えによる増減	1,806	1,806	(ウ) 障害者自立支援給付費	359	179
(キ) 特別職の給与改定等による増減	△ 282	△ 282	(エ) 老人医療給付費	△ 1,570	△ 1,570
(ク) その他	△ 43	193	(オ) 後期高齢者医療給付費	2,760	2,757
(a) 共済組合負担金の改定による増減	9	9	(カ) 介護給付費	830	830
(b) その他	△ 52	184	(キ) 児童手当	△ 345	△ 74
			(ク) その他の一般行政経費	3,698	2,289
			2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 125	△ 125
			(ア) 一般行政経費	△ 125	△ 125
			(イ) 追加財政需要	0	0

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	42	42	(j) その他	△ 317	△ 216
III 地方再生対策費	0	0	(イ) 災害復旧事業費	38	10
IV 地域雇用創出推進費	5,000	5,000	(直轄、補助事業計)	△ 5,035	△ 2,482
V 公債費	△ 841	△ 841	3 一般事業費	8,459	8,459
VI 維持補修費	△ 2	△ 2	(ア) 普通建設事業費	8,392	8,392
VII 投資的経費	△ 7,534	△ 4,981	(イ) 災害復旧事業費	67	67
1 直轄事業負担金	△ 829	△ 829	4 特別事業費	△ 10,958	△ 10,958
(ア) 治山治水	△ 43	△ 43	(ア) 過疎対策事業費	△ 236	△ 236
(イ) 道路整備	△ 745	△ 745	(イ) 地域活性化事業費	△ 34	△ 34
(ウ) 農業農村整備	△ 3	△ 3	(ウ) 合併特例事業費	△ 10	△ 10
(エ) その他	△ 38	△ 38	(エ) 防災対策事業費	△ 41	△ 41
2 公共事業費	△ 4,206	△ 1,653	(オ) 特別単独事業費	△ 10,637	△ 10,637
(ア) 普通建設事業費	△ 4,244	△ 1,663	(カ) 施設整備事業費	0	0
(a) 治山治水	138	46	(一般財源化分)		
(b) 道路整備	△ 2,239	△ 1,047	(地方単独事業計)	△ 2,499	△ 2,499
(c) 港湾空港鉄道等	101	161	VIII 公営企業繰出金	276	276
(d) 住宅都市環境	△ 1,031	△ 493	1 収益勘定繰出金	176	176
(e) 生活環境施設整備	268	176	2 資本勘定繰出金	100	100
(f) 農業農村整備	△ 994	△ 452	IX 地方交付税の不交付		
(g) 森林水産基盤	△ 208	△ 91	団体における平均水	△ 11,700	△ 11,700
(h) 調整費等	38	49	準を超える必要経費		
(i) 国庫負担かさ上げ	0	204	歳出増減額の合計	△ 8,457	△ 7,968

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成 21 年度		平成 20 年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給与関係経費	221,271	26.8	222,071	26.6
2 一般行政経費	272,608	33.0	265,464	31.8
3 地方再生対策費	4,000	0.5	4,000	0.5
4 地域雇用創出推進費	5,000	0.6	—	—
5 公債費	132,955	16.1	133,796	16.0
6 維持補修費	9,678	1.2	9,680	1.2
7 投資的経費	140,617	17.0	148,151	17.8
8 公営企業繰出金	26,628	3.2	26,352	3.2
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	12,800	1.6	24,500	2.9
歳 出 合 計	825,557	100.0	834,014	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は2兆1,271億円であり、前年度に比し、800億円(0.4%)減少(公立保育所保育士人件費及び基礎年金公費負担を除く総額は、前年度に比し、4,091億円(1.8%)減少)している。

地方財政計画上の職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえた定員の純減を進めるとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、23,868人の純減(公立保育所保育士人件費を一般行政経費(単独)から移し替えたことにより、942人の増)としていること。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」等に沿って、地域民間給与の更なる反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(基礎年金公費負担及び退職手当を除く)

給与費(基礎年金公費負担及び退職手当を除く。以下同じ。)の総額は19兆2,063億円であり、前年度に比し、1,991億円(1.0%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆9,060億円となり、前年度に比し、1,076億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆3,664億円であり、前年度に比し、219億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,226億円であり、前年度に比し、210億円増加している。なお、規模是正(3,000人)による影響を除いた場合、前年度に比し、15億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆7,113億円であり、前年度に比し、1,344億円減少している。

(2) 基礎年金公費負担

基礎年金公費負担の総額は5,244億円であり、基礎年金公費負担割合の2分の1への引上げを見込んだことにより、前年度に比し、1,485億円(39.5%)増加している。

(3) 退職手当

退職手当の総額は2兆3,619億円であり、前年度に比し、246億円(1.0%)減少している。

(4) 恩給費

恩給費の総額は345億円であり、前年度に比し、48億円(12.2%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分	(単位 人)	
	平成20年度 計画人員	平成21年度 計画人員
1 義務教育教職員	703,355	702,800
(1) 小学校教職員	425,390	423,848
(2) 中学校教職員	239,191	239,687
(3) 特別支援学校教職員	38,774	39,265
2 非義務教育教員	239,368	237,751
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	210,481	210,036
(2) 大学教員	4,671	3,792
(3) 幼稚園教員	24,216	23,923
3 警察官	248,249	249,208
4 消防職員	150,153	153,153
5 一般職員	1,030,303	1,029,458
(1) 高校事務職員等	34,409	34,103
(2) 警察事務職員	24,815	24,741
(3) その他一般職員	967,576	967,179
うち民間委託等推進分		9,125
うち公立保育所保育士移替分		24,810
(4) 補助職員等	3,503	3,435
合 計	2,371,428	2,372,370

(注) [] 内は規模是正数であり、外書きである。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は27兆2,608億円であり、前年度に比し、7,144億円(2.7%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は12兆2,887億円であり、前年度に比し、7,227億円(6.2%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	平成21年度(A)			平成20年度(B)			増減額(A) - (B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	29,579	24,711	54,290	30,329	24,890	55,219	△ 750	△ 179	△ 929	
その他	24,439	2,699	27,138	24,221	2,333	26,554	218	366	584	
内閣府計	54,018	27,410	81,428	54,550	27,223	81,773	△ 532	△ 187	△ 345	
(総務省所管)										
市町村合併体制整備費補助金	5,553	—	5,553	5,845	—	5,845	△ 292	—	△ 292	
電波遮へい対策事業費等補助金	10,285	8,492	18,777	7,301	6,287	13,588	2,984	2,205	5,189	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,001	5,001	10,002	5,000	5,000	10,000	1	1	2	
その他	93,833	51	93,884	25,247	70	25,317	68,586	△ 19	68,567	
総務省計	114,672	13,544	128,216	43,393	11,357	54,750	71,279	2,187	73,466	
(法務省所管)										
外国人登録事務委託費等	6,904	—	6,904	6,682	—	6,682	222	—	222	
(文部科学省所管)										
特定支援教育就学奨励費負担金	4,427	4,427	8,854	4,333	4,333	8,666	94	94	188	
外部人材活用事業費補助金	5,795	11,590	17,385	2,898	5,795	8,693	2,897	5,795	8,692	
幼稚園就園奨励費補助金	20,397	41,658	62,055	19,212	39,291	58,503	1,185	2,367	3,552	
私立高等学校等経常費助成費補助金	101,399	—	101,399	101,155	—	101,155	244	—	244	
その他	43,980	39,454	83,434	42,867	30,461	73,328	1,113	8,993	10,106	
文部科学省計	175,998	97,129	273,127	170,465	79,880	250,345	5,533	17,249	22,782	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	32,776	34,683	67,459	32,622	35,741	68,363	154	△ 1,058	△ 904	
結核医療費負担金	3,804	1,492	5,296	5,728	2,198	7,926	△ 1,942	△ 706	△ 2,630	
精神保健費等負担金	9,778	6,334	16,112	8,695	5,404	14,099	1,083	930	2,013	
生活保護費負担金	2,094,746	698,249	2,792,995	2,003,174	667,725	2,670,899	91,572	30,524	122,096	
身体障害者保護費負担金	1,600	1,509	3,109	1,599	1,508	3,107	1	1	2	
障害者自立支援給付費等負担金	671,753	671,753	1,343,506	653,827	653,807	1,307,634	17,926	17,946	35,872	
老人医療給付費負担金	—	—	—	—	156,997	156,997	—	△ 156,997	△ 156,997	
後期高齢者医療給付費負担金	5,221	1,841,602	1,846,823	4,930	1,565,899	1,570,829	291	275,703	275,994	
介護給付費負担金	—	1,893,404	1,893,404	—	1,810,404	1,810,404	—	83,000	83,000	
在宅福祉事業費補助金	3,218	6,012	9,230	3,237	6,031	9,268	△ 19	△ 19	△ 38	
児童保護費等負担金	531,149	531,149	1,062,298	517,437	517,437	1,034,874	13,712	13,712	27,424	
児童手当交付金	408,542	502,021	910,563	435,705	509,405	945,110	△ 27,163	△ 7,384	△ 34,547	
児童扶養手当給付費負担金	161,241	322,482	483,723	159,011	318,022	477,033	2,230	4,460	6,690	
保険基盤安定等負担金	37,030	94,382	131,412	35,959	88,764	124,723	1,071	5,618	6,689	
職業転換訓練費負担金	2,330	2,330	4,660	2,461	2,461	4,922	△ 131	△ 131	△ 262	
その他	490,117	571,066	1,061,183	442,092	382,454	824,546	48,025	188,612	236,637	
厚生労働省計	4,453,305	7,178,468	11,631,773	4,306,477	6,724,257	11,030,734	146,828	454,211	601,039	

区 分	平成21年度(A)			平成20年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
農地保有合理化促進対策費補助金	8,931	7,419	16,350	4,903	3,160	8,063	4,028	4,259	8,287
家畜伝染病予防費負担金	2,526	2,113	4,639	2,526	2,113	4,639	0	0	0
中山間地域等直接支払交付金	23,446	—	23,446	22,146	—	22,146	1,300	—	1,300
その他	30,540	5,220	35,760	29,663	5,395	35,058	877 △	175	702
農林水産省計	65,443	14,752	80,195	59,238	10,668	69,906	6,205	4,084	10,289
(経済産業省所管)									
地域エネルギー開発利用等促進対策費補助金	6,061	6,018	12,079	4,076	3,991	8,067	1,985	2,027	4,012
その他	14,541	1,196	15,737	13,051	902	13,953	1,490	295	1,785
経済産業省計	20,602	7,214	27,816	17,127	4,893	22,020	3,475	2,321	5,797
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	12,071	12,071	24,142	12,071	12,071	24,142	0	0	0
その他	17,080	15,936	33,016	17,197	15,587	32,784 △	117	349	232
国土交通省計	29,151	28,007	57,158	29,268	27,658	56,926 △	117	349	232
(環境省所管)									
公害健康被害補償給付支給事務費交付金等	18,856	11,910	30,766	14,385	7,158	21,543	4,471	4,752	9,223
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	203	—	203	203	—	203	0	—	0
合 計	4,939,152	7,378,434	12,317,586	4,701,788	6,893,094	11,594,882	237,364	485,340	722,704
補助職員等の組替えによる減	△28,901	—	△28,901	△28,846	—	△28,846	△ 55	—	△ 55
再 計	4,910,251	7,378,434	12,288,685	4,672,942	6,893,094	11,566,036	237,309	485,340	722,649

(注) 平成20年度は、平成21年度との比較対照のため、一部組替えをしている。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆8,285億円であり、前年度に比し、125億円(0.1%)減少している。

地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,267億円、都道府県国保財政調整交付金4,796億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)2,373億円を合算した1兆1,436億円を計上している。

3 地方再生対策費

地方団体が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費について、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、前年度と同額の4,000億円を計上している。

4 地域雇用創出推進費

地方団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために必要な経費について、新たに5,000億円を計上している。

5 公 債 費

地方債の元利償還金は13兆2,955億円(元金償還金10兆7,561億円、利払費2兆5,394億円)であり、前年度に比し、841億円(0.6%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成21年度末の地方債現在高は138兆977億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆768億円(0.8%)増加する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

									(単位 億円)		
平成21年度償還金(A)			平成20年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)					
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計			
107,561	25,394	132,955	107,017	26,779	133,796	544	△1,385	△841			

(参考表) 地 方 債 見 込 現 在 高

					(単位 億円)	
平成20年度 末現在高 (A)	平 成 21 年 度				平成21年度 末見込現在 高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	償 還 額 (C)		見 込 現 在 高 (D)		
1,370,209	118,329	107,561		1,380,977	10,768	

6 維持補修費

維持補修費の総額は9,678億円であり、前年度に比し、2億円(0.0%)減少している。

7 投資的経費

投資的経費の総額は14兆617億円であり、前年度に比し、7,534億円（5.1%）減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは8兆808億円であり、前年度に比し、2,499億円（3.0%）減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は1兆323億円であり、前年度に比し、829億円（7.4%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は4兆9,486億円であり、前年度に比し、4,206億円（7.8%）減少している。このうち、普通建設事業費は4兆8,966億円で、前年度に比し、4,244億円（8.0%）減少しており、災害復旧事業費は520億円で、前年度に比し、38億円（7.9%）増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成 21 年 度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 特 別 会 計				
(1) 治 水	529,661	226,626	35,448	791,735
河 川	275,735	130,433	—	406,168
砂 防	68,809	29,423	—	98,232
ダ ム	185,117	66,770	35,448	287,335
(2) 治 山	39,415	4,086	—	43,501
(3) 道 路 整 備	1,268,547	520,991	—	1,789,538
(4) 港 湾	165,711	75,666	2,730	244,107
(5) 空 港	220,773	5,880	—	226,653
計 (a)	2,224,107	833,249	38,178	3,095,534
2 一 般 会 計				
(1) 海 岸	16,264	6,731	—	22,995
農 林	2,620	1,091	—	3,711
運 輸	6,143	2,591	—	8,734
建 設	7,501	3,049	—	10,550
(2) 都 市 環 境	25,757	7,519	—	33,276
(3) 農 業 農 村 整 備	126,400	26,790	—	153,190
(4) 森 林 水 産 基 盤	14,338	4,905	—	19,243
(5) 災 害 関 連	2,942	1,325	—	4,267
(6) 災 害 復 旧	12,216	5,755	30	18,001
河 川 等	10,508	5,063	30	15,601
港 湾	515	242	—	757
道 路	721	336	—	1,057
山 林 施 設 等	472	114	—	586
(7) 調 整 費 等	42,187	16,123	—	58,310
計 (b)	240,104	69,148	30	309,282
既往年度における農業農村整備負担金等	—	129,878	—	129,878
再 計 (c)	240,104	199,026	30	439,160
総 計 (a) + (c) (計画計上分)	2,464,211	1,032,275	38,208	3,534,694
<hr/>				
(参 考)				
農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	53,886	28,317	3,492	85,695
(a) + (b) + (d)	2,518,097	930,714	41,700	3,490,511

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「2 一般会計」の「(3)

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成20年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
537,326	231,565	42,936	811,827	△ 7,665	△ 4,939	△ 7,488	△ 20,092
278,097	134,745	—	412,842	△ 2,362	△ 4,312	—	△ 6,674
69,271	28,743	—	98,014	△ 462	680	—	218
189,958	68,077	42,936	300,971	△ 4,841	△ 1,307	△ 7,488	△ 13,636
40,001	3,432	—	43,433	△ 586	654	—	68
1,433,631	595,500	—	2,029,131	△165,084	△ 74,509	—	△239,593
174,663	78,856	4,255	257,774	△ 8,952	△ 3,190	△ 1,525	△ 13,667
215,787	5,940	—	221,727	4,986	△ 60	—	4,926
2,401,408	915,293	47,191	3,363,892	△177,301	△ 82,044	△ 9,013	△268,358
16,080	6,373	—	22,453	184	358	—	542
2,626	1,074	—	3,700	△ 6	17	—	11
5,921	2,371	—	8,292	222	220	—	442
7,533	2,928	—	10,461	△ 32	121	—	89
27,359	8,155	—	35,514	△ 1,602	△ 636	—	△ 2,238
130,917	27,130	—	158,047	△ 4,517	△ 340	—	△ 4,857
13,693	4,682	—	18,375	645	223	—	868
2,009	958	—	2,967	933	367	—	1,300
12,379	5,889	51	18,319	△ 163	△ 134	△ 21	△ 318
10,949	5,284	51	16,284	△ 441	△ 221	△ 21	△ 683
400	182	—	582	115	60	—	175
721	336	—	1,057	—	—	—	—
309	87	—	396	163	27	—	190
58,960	18,998	—	77,958	△ 16,773	△ 2,875	—	△ 19,648
261,397	72,185	51	333,633	△ 21,293	△ 3,037	△ 21	△ 24,351
—	127,749	—	127,749	—	2,129	—	2,129
261,397	199,934	51	461,382	△ 21,293	△ 908	△ 21	△ 22,222
2,662,805	1,115,227	47,242	3,825,274	△198,594	△ 82,952	△ 9,034	△290,580

62,039	30,381	3,880	96,300	△ 8,153	△ 2,064	△ 388	△ 10,605
2,724,844	1,017,859	51,122	3,793,825	△206,747	△ 87,145	△ 9,422	△303,314

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

「農業農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成21年度(A)			平成20年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	360,585	362,470	723,055	351,371	357,857	709,228	9,214	4,613	13,827
(2) 道路整備	192,519	133,396	325,915	311,703	238,161	549,864	△ 119,184	△ 104,765	△ 223,949
(3) 港湾空港鉄道等	63,908	186,453	250,361	69,851	170,388	240,239	△ 5,943	16,065	10,122
(4) 住宅都市環境	679,795	860,952	1,540,747	733,593	910,270	1,643,863	△ 53,798	△ 49,318	△ 103,116
(5) 生活環境施設整備	151,205	234,066	385,271	142,006	216,425	358,431	9,199	17,641	26,840
(6) 農業農村整備	272,581	214,620	487,201	326,790	259,787	586,577	△ 54,209	△ 45,167	△ 99,376
(7) 森林水産基盤整備	145,677	117,905	263,582	157,424	126,966	284,390	△ 11,747	△ 9,061	△ 20,808
(8) 調整費等	126,141	144,093	270,234	127,302	139,152	266,454	△ 1,161	4,941	3,780
(9) 災害関連	6,055	3,712	9,767	9,777	5,615	15,392	△ 3,722	△ 1,903	△ 5,625
小計	1,998,466	2,257,667	4,256,133	2,229,817	2,424,621	4,654,438	△ 231,351	△ 166,954	△ 398,305
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	56,101	△ 56,101	—	76,538	△ 76,538	—	△ 20,437	20,437	—
計 (a)	2,054,567	2,201,566	4,256,133	2,306,355	2,348,083	4,654,438	△ 251,788	△ 146,517	△ 398,305
2 その他公共									
(1) 文教施設	130,225	128,107	258,332	130,129	151,348	281,477	96	△ 23,241	△ 23,145
(2) 厚生労働施設	72,912	35,625	108,537	80,848	36,640	117,488	△ 7,936	△ 1,015	△ 8,951
(3) 小笠原諸島振興開発事業	1,276	1,111	2,387	1,325	1,100	2,425	△ 49	11	△ 38
(4) 防衛施設運営等関連施設	47,558	14,195	61,753	50,358	14,406	64,764	△ 2,800	△ 211	△ 3,011
(5) 都道府県警察施設	24,477	24,477	48,954	27,590	27,590	55,180	△ 3,113	△ 3,113	△ 6,226
(6) 消防施設等	3,161	3,707	6,868	3,251	3,910	7,161	△ 90	△ 203	△ 293
(7) 豪雪地帯対策特別事業	124	124	248	124	124	248	—	—	—
(8) 過疎地域集落整備事業	502	702	1,204	497	802	1,299	5	△ 100	△ 95
(9) 防災集団移転促進事業等	436	407	843	438	408	846	△ 2	△ 1	△ 3
(10) 離島振興特別事業	439	500	939	439	509	948	—	△ 9	△ 9
(11) 農村振興対策事業	44,282	34,174	78,456	40,039	28,297	68,336	4,243	5,877	10,120
(12) その他	48,857	23,177	72,034	45,317	21,110	66,427	3,540	2,067	5,607
小計	374,249	266,306	640,555	380,355	286,244	666,599	△ 6,106	△ 19,938	△ 26,044
(13) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	80	△ 80	—	281	△ 281	—	△ 201	201	—
計 (b)	374,329	266,226	640,555	380,636	285,963	666,599	△ 6,307	△ 19,737	△ 26,044
合計(a) + (b) (c)	2,428,896	2,467,792	4,896,688	2,686,991	2,634,046	5,321,037	△ 258,095	△ 166,254	△ 424,349

区 分	平成21年度(A)			平成20年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	37,458	11,109	48,567	34,666	10,196	44,862	2,792	913	3,705
(2) 文教施設	594	297	891	537	269	806	57	28	85
(3) 災害予備費等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	38,052	13,906	51,958	35,203	12,965	48,168	2,849	941	3,790
総計(c) + (d)	2,466,948	2,481,698	4,948,646	2,722,194	2,647,011	5,369,205	△255,246	△165,313	△420,559

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は5兆9,440億円であり、前年度に比し、8,459億円（16.6%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として5兆8,701億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成20年発生災害及び現年発生災害に係る平成21年度における復旧事業費として739億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は2兆1,368億円であり、特別単独事業費（臨時地方道整備事業費、臨時高等学校整備事業費及び臨時河川等整備事業費）の廃止等により、前年度に比し、1兆958億円（33.9%）減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として7,619億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備及び定住自立圏構想を推進するため、地域活性化事業費として1,085億円を計上している。

ウ 合併特例事業費

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併特例事業費として1兆125億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,328億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として1,211億円を計上している。

8 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は2兆6,628億円であり、前年度に比し、276億円(1.0%)増加している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆7,616億円であり、前年度に比し、476億円(2.6%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆3,405億円であり、前年度に比し、176億円(1.3%)増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成21年度(A)	平成20年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	300	324	△	24
2	交	通	事業	371	390	△	19
3	病	院	事業	4,455	3,882		573
4	下	水	道事業	7,353	7,715	△	362
5	その他の事業			926	918		8
	合 計			13,405	13,229		176

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆3,223億円であり、前年度に比し、100億円(0.8%)増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成21年度(A)	平成20年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	929	1,012	△	83
2	交	通	事業	853	730		123
3	病	院	事業	2,328	2,196		132
4	下	水	道事業	7,376	6,815		561
5	その他の事業			1,737	2,370	△	633
	合 計			13,223	13,123		100

9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、1兆1,700億円(47.8%)の減少を見込み、1兆2,800億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は23兆8,989億円であり、前年度に比し、2,284億円増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で18兆9,503億円(前年度に比し6,490億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で4兆8,966億円(前年度に比し4,244億円の減少)、災害復旧事業費で520億円(前年度に比し38億円の増加)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	平成21年度(A)			平成20年度(B)			増減額(A) - (B)			
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
A 普通補助負担金等関係										
1 内閣府所管	54,018	27,410	81,428	54,550	27,223	81,773	△ 532	187	△ 345	
2 総務省所管	114,672	13,544	128,216	43,393	11,357	54,750	71,279	2,187	73,466	
3 法務省所管	6,904	—	6,904	6,682	—	6,682	222	—	222	
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 文部科学省所管	175,998	97,129	273,127	170,465	79,880	250,345	5,533	17,249	22,782	
7 厚生労働省所管	4,453,305	7,178,468	11,631,773	4,306,477	6,724,257	11,030,734	146,828	454,211	601,039	
8 農林水産省所管	65,443	14,752	80,195	59,238	10,668	69,906	6,205	4,084	10,289	
9 経済産業省所管	20,602	7,214	27,816	17,127	4,893	22,020	3,475	2,321	5,796	
10 国土交通省所管	29,151	28,007	57,158	29,268	27,658	56,926	△ 117	349	232	
11 環境省所管	18,856	11,910	30,766	14,385	7,158	21,543	4,471	4,752	9,223	
12 防衛省所管	203	—	203	203	—	203	0	—	0	
小計(1~12)	4,939,152	7,378,434	12,317,586	4,701,788	6,893,094	11,594,882	237,364	485,340	722,704	
13 義務教育職員給与費	1,648,250	4,984,458	6,632,708	1,679,576	5,026,840	6,706,416	△31,326	△42,382	△73,708	
計(1~13)	6,587,402	12,362,892	18,950,294	6,381,364	11,919,934	18,301,298	206,038	442,958	648,996	
B 公共事業費補助負担金関係										
1 普通建設事業費	2,428,896	2,467,792	4,896,688	2,686,991	2,634,046	5,321,037	△258,095	△166,254	△424,349	
2 災害復旧	38,052	13,906	51,958	35,203	12,965	48,168	2,849	941	3,790	
計(1~2)	2,466,948	2,481,698	4,948,646	2,722,194	2,647,011	5,369,205	△255,246	△165,313	△420,559	
総計(A+B)	9,054,350	14,844,590	23,898,940	9,103,558	14,566,945	23,670,503	△49,208	277,645	228,437	

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	5,707,100	9,917,795	15,624,895
地方財政法第10条の2関係経費	1,147,113	1,027,184	2,174,297
地方財政法第10条の3関係経費	38,247	11,845	50,091
地方財政法第34条関係経費	1	—	1
総計	6,892,460	10,956,824	17,849,283

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与に要する経費 (退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	1,648,250	3,296,500	4,944,750
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	31,281	28,906	60,187
	4 生活保護に要する経費	2,094,746	698,249	2,792,994
	5 感染症の予防に要する経費	5,254	2,928	8,182
10	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,016	1,016	2,031
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	91,789	85,096	176,886
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	251,222	251,222	502,443
	10 婦人相談所に要する経費	899	899	1,797
	11 知的障害者の援護に要する経費	336,525	336,525	673,050
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	1,836,382	1,836,382
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	68,473	1,962,495	2,030,968
	14 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方団体の設置する保育所を除く。)並びに里親に要する経費	487,030	487,030	974,060
	15 児童手当に要する経費	429,604	502,021	931,625
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	37,030	68,908	105,938
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,266	319	1,585
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	36,139	12,046	48,185
	19 児童扶養手当に要する経費	161,241	322,482	483,723
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,627	2,627	5,254

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
21	家畜伝染病予防に要する経費	2,526	2,113	4,639
22	民有林の森林計画、保安林の整備 その他森林の保続培養に要する経費	424	424	847
23	森林病虫害等の防除に要する経費	744	717	1,460
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく 地籍調査に要する経費	12,071	12,071	24,142
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	4,427	4,427	8,854
10	26 公営住宅の家賃の低廉化に要する 経費	2,395	2,395	4,790
	27 消防庁長官の指示により出動した 緊急消防援助隊の活動に要する経費	26	—	26
	28 武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態 における緊急対処保護措置に要する 経費並びにこれらに係る損失の 補償若しくは実費の弁償、損害の 補償又は損失の補てんに要する経費 並びに国の機関と共同して行う 国民の保護のための措置及び緊急 対処保護措置についての訓練に要 する経費	96	—	96
	計	5,707,100	9,917,795	15,624,895
10の2	1～3、普通建設事業に要する経費	1,146,553	1,026,997	2,173,550
5、6	4 公営住宅の建設に要する経費	560	187	747
	計	1,147,113	1,027,184	2,174,297
10の3	1 災害救助事業に要する経費	200	200	400
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に 要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	37,907	11,505	49,411
	計	38,247	11,845	50,091
34	引揚者の援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。